

平成 27 年 8 月 4 日
沖 縄 防 衛 局

お 知 ら せ

嘉手納飛行場返還跡地内（現沖縄市サッカー場）において発見された廃棄物混じり土及び掘削部に溜まった雨水については、分析を実施していたところ、今般、分析が完了しましたので、結果をお知らせします。

1. 廃棄物混じり土の分析結果について

駐車場側における経層磁気探査時に発見された廃棄物混じり土については、ドラム缶上部及びドラム缶下部から確認されたものについて、廃掃法に基づく分析を実施していたところ、分析が完了しました。

結果については、別添1のとおり、いずれも全ての分析項目において判定基準値内^{※1}であったことから、処分するまでの間、現在、別々に仮置きされているドラム缶上部及びドラム缶下部の廃棄物混じり土を統合した上で、遮水シートにより全面を養生し、適切に管理しつつ、今後、普通産業廃棄物としてできる限り早期に処分します。

※1 廃掃法第12条第1項に基づく金属等を含む産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準

2. 掘削部に溜まった雨水の分析結果について

経層磁気探査後の掘削部については、ブルーシートで養生した上で、溜まった雨水を排水していましたが、7月9日から10日にかけて沖縄に接近した台風9号の影響により、ブルーシートがめくれ、雨水が元地盤の土壌と接触し、濁水となったことから、排水を中断しておりました。

7月16日、汚染の有無を確認するため、サンプリングを行い、分析を実施していたところ、分析結果は、別添2のとおり、全ての分析項目において排水基準値内^{※2}でありました。

掘削部に溜まった雨水については、分析結果が判明するまでの間、貯水槽に一時的に保管していましたが、安全が確認されたことから、本日（4日）からサッカー場西側の排水路より排水します。

※2 水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づく排水基準

以 上

(問い合わせ先)

沖縄防衛局 管理部 返還対策課長 重政 武輝

098-921-8156 (内線430)

沖縄防衛局ホームページ (<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>)

旧嘉手納飛行場(26)土木その他工事 ドラム缶上部掘削土分析

付着物分析結果-廃棄物処理法金属等25項目の結果

試料名		ドラム缶上部掘削土	定量下限値	判定基準
特定有害物質の種類	単位\採取日	5月8日		
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	420	-	3ng-TEQ/g (3,000pg-TEQ/g)以下
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	0.0005	検出されないこと
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	0.0005	0.005mg/L以下
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.03	0.03	0.3mg/L以下
鉛又はその化合物	mg/L	<0.03	0.03	0.3mg/L以下
有機燐化合物	mg/L	<0.1	0.1	1mg/L以下
六価クロム化合物	mg/L	<0.15	0.15	1.5mg/L以下
砒素又はその化合物	mg/L	<0.03	0.03	0.3mg/L以下
シアン化合物	mg/L	<0.1	0.1	1mg/L以下
PCB	mg/L	<0.0005	0.0005	0.003mg/L以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.03	0.03	0.3mg/L以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	0.01	0.1mg/L以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	0.02	0.2mg/L以下
四塩化炭素	mg/L	<0.002	0.002	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	0.004	0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.1	0.1	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	0.04	0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.3	0.3	3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	0.006	0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	0.002	0.02mg/L以下
チウラム	mg/L	<0.006	0.006	0.06mg/L以下
シマジン	mg/L	<0.003	0.003	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	0.02	0.2mg/L以下
ベンゼン	mg/L	<0.01	0.01	0.1mg/L以下
セレン又はその化合物	mg/L	<0.03	0.03	0.3mg/L以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	0.05	0.5mg/L以下
油分 (n-ヘキサン抽出物質)	mg/kg	450	100	5%(50,000mg/kg)

備考1：結果欄の不等号は、示された数値未満を表す。

備考2：アルキル水銀化合物の判定基準の「検出されないこと」とは、当該項目の試験方法の定量下限値を下回ることをいい、アルキル水銀化合物の定量下限値は0.0005mg/Lである。

備考3：判定基準は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（最終改正：平成25年2月21日環境省令第3号）」のうち「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準-汚泥（昭和48年2月17日総令第5号）」によった。

旧嘉手納飛行場(26)土木その他工事 ドラム缶下部掘削土分析

付着物分析結果-廃棄物処理法金属等25項目の結果

試料名		ドラム缶下部掘削土	定量下限値	判定基準
特定有害物質の種類	単位\採取日	5月15日		
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	250	-	3ng-TEQ/g (3,000pg-TEQ/g)以下
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	0.0005	検出されないこと
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	0.0005	0.005mg/L以下
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.03	0.03	0.3mg/L以下
鉛又はその化合物	mg/L	<0.03	0.03	0.3mg/L以下
有機燐化合物	mg/L	<0.1	0.1	1mg/L以下
六価クロム化合物	mg/L	<0.15	0.15	1.5mg/L以下
砒素又はその化合物	mg/L	<0.03	0.03	0.3mg/L以下
シアン化合物	mg/L	<0.1	0.1	1mg/L以下
P C B	mg/L	<0.0005	0.0005	0.003mg/L以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.03	0.03	0.3mg/L以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	0.01	0.1mg/L以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	0.02	0.2mg/L以下
四塩化炭素	mg/L	<0.002	0.002	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	0.004	0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.1	0.1	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	0.04	0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.3	0.3	3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	0.006	0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	0.002	0.02mg/L以下
チウラム	mg/L	<0.006	0.006	0.06mg/L以下
シマジン	mg/L	<0.003	0.003	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	0.02	0.2mg/L以下
ベンゼン	mg/L	<0.01	0.01	0.1mg/L以下
セレン又はその化合物	mg/L	<0.03	0.03	0.3mg/L以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	0.05	0.5mg/L以下
油分 (n-ヘキサン抽出物質)	mg/kg	1100	100	5%(50,000mg/kg)

備考1: 結果欄の不等号は、示された数値未満を表す。

備考2: アルキル水銀化合物の判定基準の「検出されないこと」とは、当該項目の試験方法の定量下限値を下回ることをいい、アルキル水銀化合物の定量下限値は0.0005mg/Lである。

備考3: 判定基準は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（最終改正：平成25年2月21日環境省令第3号）」のうち「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準-汚泥（昭和48年2月17日総令第5号）」によった。

掘削部雨水調査結果

調査実施日：平成27年7月16日

分析項目	単位	分析結果	定量下限値	許容限度
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.003	0.003	0.03mg/L
シアン化合物	mg/L	<0.1	0.1	1mg/L
有機燐化合物	mg/L	<0.1	0.1	1mg/L
鉛及びその化合物	mg/L	<0.01	0.01	0.1mg/L
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	0.05	0.5mg/L
砒素及びその化合物	mg/L	<0.01	0.01	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	0.0005	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	0.0005	検出されないこと (定量下限値未満)
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	0.0005	0.003mg/L
トリクロロエチレン	mg/L	<0.03	0.03	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	0.01	0.1mg/L
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	0.02	0.2mg/L
四塩化炭素	mg/L	<0.002	0.002	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	0.004	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.1	0.1	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	0.04	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.3	0.3	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	0.006	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	0.002	0.02mg/L
チウラム	mg/L	<0.006	0.006	0.06mg/L
シマジン	mg/L	<0.003	0.003	0.03mg/L
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	0.02	0.2mg/L
ベンゼン	mg/L	<0.01	0.01	0.1mg/L
セレン及びその化合物	mg/L	<0.01	0.01	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	mg/L	<1	1	10mg/L
ふっ素及びその化合物	mg/L	<0.8	0.8	8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	<10	10	100mg/L
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	0.05	0.5mg/L

備考1：結果欄の不等号は、示された数値未満を表す。

備考2：許容限度は、「排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：平成27年5月1日環境省令第20号）に示された基準を表す。以下、同じ。

分析項目	単位	分析結果	定量下限値	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	pH	8.2	-	5.8以上8.6以下
浮遊物質（SS）	mg/L	50	1	200mg/L以下
透視度	度	46	1	-

分析項目	単位	分析結果	定量下限値	許容限度
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	2.4	-	10pg-TEQ/L

備考：許容限度は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年12月27日総理府令第67号、最終改正：平成22年3月31日環境省令第5号）に示された基準を表す。